

27 犬都第 290 号

平成 28 年 1 月 14 日

愛知県行政書士会
尾北支部長 様

犬山市長 山田 拓郎
(公印省略)

犬山市における開発許可等の事務について (通知)

日ごろは犬山市の建築開発行政の推進につきまして、御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月 6 日付けの愛知県建設部建築局長から貴団体への通知にもありましたとおり、平成 27 年 12 月 22 日に愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例 (平成 27 年条例第 57 号、平成 28 年 4 月 1 日施行) が公布され、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可等の事務並びに租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅認定の事務が、県から犬山市へ移譲されることとなりました。

これにより、犬山市の区域に関する許可等については、平成 28 年 4 月 1 日より犬山市が行うこととなります。

つきましては、貴支部会員の皆様にこの旨周知していただきますようお願いいたします。

連絡先：犬山市都市整備部都市計画建築課 建築・景観担当

TEL 0568-44-0331 FAX 0568-44-0366

E-mail 080100@city.inuyama.lg.jp

【お知らせ】

犬山市内の都市計画法の開発許可等の 事務が愛知県から犬山市に移ります。

＜施行日:平成28年4月1日＞

○愛知県事務処理特例条例の一部を改正する条例(平成27年愛知県条例第57号、平成27年12月22日公布、平成28年4月1日施行)により、都市計画法に基づく開発許可及び建築許可等の事務並びに租税特別措置法に基づく優良宅地及び優良住宅認定の事務が、県から犬山市へ移譲されます。

犬山市へ権限移譲される主な事務(都市計画法関係)

開発行為の許可(法第29条)、開発行為変更の許可(法第35条の2)、工事完了の検査(法第36条)、建築制限等の解除の承認(法第37条)、開発行為に関する工事の廃止の届出の受理(法第38条)、予定建築物以外の建築等許可(法第42条)、建築物等の許可(法第43条)、地位の承継届の受理・承継の承認(法第44条)、開発登録簿への登録・写しの交付(法第47条)など

○建築基準法(建築確認審査業務を除く)、建設リサイクル法(建築物)[※]等に関する審査業務は、これまでどおり尾張建設事務所建築課で行います。

注)建設リサイクル法の届出(土木工事)は、一宮建設事務所維持管理課で受け付けています。

○建築確認審査業務は、これまでどおり本庁建築指導課(東大手庁舎)で行います。

○建築基準法に係る申請書・届出の受付及び確認済証、許認可通知書等の交付は、これまでどおり市の窓口で行います。

[お問い合わせ先]

犬山市都市整備部都市計画建築課

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36 番地

※平成28年4月1日以降は課の名称が「都市計画課」に変わります。

【電話】0568-44-0331 【FAX】0568-44-0366

愛知県建設部建築局建築指導課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

【電話】052-954-6588 【FAX】052-951-0840

愛知県尾張建設事務所建築課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸二丁目6番1号

【電話】052-961-1435 【FAX】052-961-7870

